介護保険の制度が改正されました

問介護保険課 ☎・億(582)1127 四(581)0203

主な改正点は下記のとおりです。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

●4月から介護報酬が改定されました

介護報酬が改定されたことに伴い、サービスを利用したときの利用者負担が変わりました。

●4月から要介護認定の有効期間の上限が変更されました

更新認定の有効期間の上限が36ヵ月から48ヵ月に変更になりました。なお、実際の有効期間は個々に認定 審査会で決定します。

●8月から特定入所者介護サービス費の要件および限度額が変更されます

特定入所者介護サービス費は、特定の入所サービスについて、居住費と食費の負担限度額が設けられるも のです。利用者負担段階の区分が変更され、預貯金などの要件や食費の負担限度額が変わります。 なお、給付を受けるには、市への申請が必要です。

7月利用分まで

ש בלנו וניויב ו				
利用者負担段階		所得状況	預貯金など資産状況	食費
1	生活例	震護受給者	単身: 1,000万円以下 夫婦: 2,000万円以下	300円
'	非課税出場	老齢福祉年金受給者		3000
2		前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下		390円
3		前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超		650円



8月利用分以降

利用者負担段階		所得状況	預貯金など資産状況	食費
1	生活保護受給者		単身: 1,000万円以下	300円
1		老齢福祉年金受給者	夫婦:2,000万円以下	300円
2) 非課税	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下	単身: 650万円以下 夫婦:1,650万円以下	390円
3-①	世帯	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120 万円以下	単身: 550万円以下 夫婦:1,550万円以下	650円
3-2		前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超	単身: 500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,360円

※短期入所利用の金額は市ホームページをご覧ください。

●8月から高額介護サービス費の自己負担の限度額が変更されます

高額介護サービス費とは、月間の介護保険サービスの利用者負担が一定の限度額を超えたときに、超えた 分が支給される制度です。所得区分が「現役並み所得者」の人は、新たに3つの区分に分けられ限度額が変わり ます。

7月利用分まで

区分	限度額
現役並み所得者がいる世帯 (年収約383万円以上)	44,400円(世帯)
住民税課税世帯	44,400円(世帯)
住民税非課税世帯	24,600円(世帯)
・老齢福祉年金受給者 ・前年の合計所得金額 +課税年金収入額が 80万円以下	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護受給者	15,000円(個人)

8月利用分以降

	限度額				
	区分				
年収約1,160万円	F収約1,160万円以上の人がいる世帯				
年収約770万円以	平収約770万円以上1,160万円未満の人がいる世帯 平収約383万円以上770万円未満の人がいる世帯 上記以外の住民税課税世帯 主民税非課税世帯				
年収約383万円以					
上記以外の住民税					
住民税非課税世帯					
	・老齢福祉年金受給者 ・前年の合計所得金額+課税年金 収入額が80万円以下	24,600円(世帯) 15,000円(個人)			
生活保護受給者		15,000円(個人)			

●介護保険料は変更ありません

令和3~5年度の介護保険料の基準額は前回と同額の5,900円です。個人ごとの保険料額は、6月に郵送で 通知します。